

福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領

この要領は、福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成26年9月10日26私第432号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、福岡県私立高等学校等学び直し支援金（以下「支援金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

1 支援金の概要

(1) 支援金の支給方法

支援金の支給は、要綱第3条により、学校設置者による代理受領により行う。

具体的には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）制度と同様に学校設置者が、在学する生徒に代わって支援金を県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

(2) 対象となる学校種

要綱第2条の「私立高等学校等」とは、福岡県内に設置されている私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年から第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって特定の国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるものとする。

※1 対象となる国家資格養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

(3) 対象となる者（要綱第2条各号参照）

支援金の対象となる者は、私立高等学校等に在学し、以下の①～⑧のすべての要件を満たす者（以下「受給資格者」という。）とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科（以下「高等学校等（定通）」という。）は48月）を超える者

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位を超えた者）については、この要件を適用しない。

④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、支援金の支給を受けることができない。

⑤ 高等学校等を退学したことのある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なる。

⑥ 支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）である者

※ 高等学校等（定通以外）の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。

⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者

※ 令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。

※ 単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

(4) 支給期間

- ① 支援金の支給期間は、最大で12月（高等学校等（定通）は24月）とする。

なお、通算する支給期間は文部科学省補助事業「高等学校等修学支援事業費補助金」（学び直しへの支援）を財源とする都道府県事業「学び直し支援金」の支給を受けた期間となる。

※ 高等学校等（定通以外）の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。

- ② 支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。

- ③ 支援の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について

- i) 高等学校等（全日制）から高等学校等（定通）に再入学する場合

支援の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、高等学校等（定通）以外の高等学校等（以下「高等学校等（全日制）」という。）を退学し、高等学校等（定通）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（定通）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（全日制）における支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。

- ii) 高等学校等（定通）から高等学校等（全日制）に再入学する場合

支援の対象者が、高等学校等（定通）を退学し、高等学校等（全日制）に再入学する場合、再入学後の高等学校等（全日制）における残支給期間については、前籍校の高等学校等（定通）における支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

※ 単位制高等学校等の支給期間に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

(5) 支給額

- ① 支給額及び支給限度額

支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（表1の支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）となる。

※ 令和2年3月以前から支援を受けている生徒についても、令和2年4月以降は改正後の支給限度額を適用する。ただし、単位制高等学校等の生徒であつて、改正前の支給限度額を年額により設定している場合などに、改正前の支給限度額のほうが改正後の支給限度額よりも高くなることがあるが、このような場合の令和2年4～6月分の支給については、改正前の支給限度額を適用することとして差し支えない。

※ 令和2年4～6月分の支給額決定に際して、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、改めての所得判定を不要とする。

※ 単位制高等学校等の支給額及び支給限度額に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、3のとおりとする。

(表1)

		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—

※ 令和3年4月分から令和5年3月分までの支援金の支給限度額の算定にあたっては、上記表1中「通算 74、年間 30 単位まで」とあるのを「通算 74 単位まで」と読み替えるものとする。

② 授業料債権への充当

支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下、「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が支援金の額となる。

(6) 所得に応じた支給

上記(5)①にかかわらず保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、表1の支援金の支給限度額に加算額を加えた額を上

限とする。

また、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により支援金の支給対象とはならない。

所得制限の基準は、世帯構成を考慮した以下の期間ごとに定める基準により判断する。

① 令和2年6月支給分まで

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額（以下「所得割合算額」という。）

支給区分	所得割合算額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	507,000円以上	年収910万円以上程度
支給限度額	257,500円以上507,000円未満	年収590～910万円未満程度
支給限度額＋加算額	257,500円未満	年収590万円未満程度

② 令和2年7月支給分以降

保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額（以下「算定基準額」という。）

<計算式>

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

支給区分	算定基準額	世帯年収の目安（参考）
所得制限	304,200円以上	年収910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上304,200円未満	年収590～910万円未満程度
支給限度額＋加算額	154,500円未満	年収590万円未満程度

2 支援金の支給手続

(1) 受給資格認定

受給資格者である生徒が支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申請書（様式1）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）または課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等（令和2年6月支給分までの受給資格認定申請においては、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額）を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を

受ける必要がある。

学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に認定申請者一覧（様式2）を添えて知事に提出する。

知事は、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者を通じて生徒に通知（認定通知は様式3、不認定通知は様式4）するとともに、支給決定（予定）額も通知（様式19）する。

学校設置者は、知事から生徒への受給資格認定（不認定）通知及び支給決定（予定）通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(2) 支援金の支給

支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由となった事象が解消した後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる（やむを得ない理由は「別表」参照のこと）。

(3) 収入状況の届出

所得確認については、就学支援金制度と同様に、個人番号カードの写し等が提出されており、個人番号の利用によって所得確認が行われている生徒の場合には、収入状況届出書等の提出は必要としない。

課税証明書等により所得確認を行っている場合は、毎年別に通知する日までに、収入状況届出書（様式1）に課税証明書等を添付し、学校設置者に提出する。

なお、受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときも、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を提出しているときは、当該片方の個人番号カードの写し等または課税証明書等を改めて添付することを要しない。

学校設置者は、生徒から提出された収入状況届出書に収入状況届出者一覧（様式9）を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額を判定し、継続支給することに決定した生徒については、学校設置者を通じて、支給決定（予定）通知又は変更支給決定（予定）通知（様式20）、所得制限額以上となった生徒については、受給資格消滅通知（様式7）を通知する。

なお、生徒が収入状況届出をしないときは、支援金の支払を一時差し止め、学校設置者を通じて支払差止を通知（様式10）する。

支払の一時差止め期間中に、保護者等の変更があった場合も、受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する（離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっても、変更後の保護者等の個人番号カードの写し等または課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。）。

支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、毎年度別に通知する日を超過して収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことにやむを得ない理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間を基本とし、支払を一時差止める。

学校設置者は、知事から生徒への支給決定（予定）通知、変更支給決定（予定）通知、受給資格消滅通知又は支払差止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

(4) 支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、支援金の受給期間が12月未満（高等学校等（定通）は24月未満）での卒業、退学及び転学等により、受給権者である生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧（様式5）を作成し、知事に提出する。

知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒に通知（様式6）する。

この受給資格消滅通知は、転学や再入学等により、高等学校等に在籍することになった際に支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を知事に申請（様式17）することができる。知事は、当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式18）を発行する。

学校設置者は、知事から生徒の受給資格消滅通知を受領した場合、生徒に配付する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、知事から（所得制限に係る）受給資格消滅通知（様式7）を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

(5) 支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒（一時差し止め中の者を含む。）が休学し、支給停止を希望する場合、支給停止申出書（様式11）を学校設置者に提出する。

学校設置者は、生徒から提出された支給停止申出書に支給停止申出者一覧（様式 1 2）を添えて知事に提出する。

知事は、支給停止を決定し、生徒に学校設置者を通じて通知（様式 1 3）する。

なお、生徒が支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月（支給停止の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月（支給再開の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月の前月）まで支援金の支給は停止され、当該休学期間は 1 (4) の支給期間に算入されない。

学校設置者は、知事から生徒への支給停止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

支給停止中の生徒が復学し、支給再開を希望する場合、支給再開申出書（様式 1 4）に収入状況届出書を添えて、学校設置者に提出する。ただし、既に個人番号カードの写し等または当該年度の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すればよい。

学校設置者は、生徒から提出された支給再開申出書に支給再開申出者一覧（様式 1 5）を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額について判定したうえで支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式 1 6）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式 7）を（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

学校設置者は、知事から生徒への支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

3. 1 単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

単位制高等学校等に係る支給期間・支給対象単位数・支給額等については、以下のとおりとする。

(1) 支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 高等学校等（全日制）：1 2 月
- ② 高等学校等（定通）：2 4 月

(2) 支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 支援金の全支給期間を通算して 7 4 単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して 7 4 単位まで
 - i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
 - ii) 就学支援金の支給対象単位数

iii) 支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない(iiの単位数が存在しない)場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。

※ iの単位数については、前籍校で取得した単位だけでなく、前々籍校で取得した単位、併修先で取得した単位、現籍校において支援金の支給開始月よりも前に取得した単位(就学支援金の支給対象単位以外)など、卒業要件の74単位に含まれるすべての単位を対象とする。ただし、支援金の支給開始月において、単位の取得状況が未定である以下の単位は除くこととして差し支えない。

- ・現籍校において支援金の支給開始月よりも後に取得した単位
- ・併修先で支給開始月よりも後に取得した単位
- ・年間30単位上限により支援金の支給対象とならなかった単位

※ 上記には、支援金の支給開始月よりも前に履修を開始し、支給開始月において取得状況が未定である単位を含む。

③ 一の年度における就学支援金と支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで

※ 一の年度に就学支援金の支給がない場合、支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。

※ 一の年度において、支援金の支給を受けている単位制高等学校等(A校)を退学し、さらに別の単位制高等学校等(B校)に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。

※ 30単位上限の算定においては、年度をまたいで履修する場合、算定月(履修を開始した月)の属する年度の支給対象単位数として算定し、その翌年度の支給対象単位数としては算定しないこととする。

※ 令和3年4月分から令和5年3月分までの支援金の支給限度額の算定にあたっては、3.(2)③の規定は適用しない。

(3) 支給額及び支給限度額

単位制高等学校等の支給額については、就学支援金と同様の算定ルールとなるため、就学支援金の事務処理要領第II第一章を参照。

(4) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

① 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を支援金の支給対象とする場合、就学支援金と支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。

② ①の場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単

位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、支援金の支給対象として差し支えない。

③ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と支援金の支給対象となるが、この場合、重複している支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。

④ 前籍校で支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（（1）に係る残りの支給期間）及び支援金単独の残支給単位数（（2）①に係る残りの単位数）であり、前籍校における（2）②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において（2）②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、（2）①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において支援金の受給資格を有しないこととする。

※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑧を適宜参照。

附則

この要領は、平成26年9月10日から施行し、平成26年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、平成28年5月16日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成28年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、平成29年6月9日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成29年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年3月29日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成31年度の支援金から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。